

国の方針（令和 7 年 1 月 21 日開催第 9 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会）

医師多数県の臨時定員地域枠は、原則として令和 7 年度臨時定員から令和 6 年度臨時定員に 0.2 を乗じた数を減算とする。  
⇒ 大阪府の場合：12 人→9 人（▲3 人：令和 7 年度定員 12 人－令和 6 年度定員 15 人×0.2）

府の対応

- 大阪府医療対策協議会長名で、国に対し、医学部臨時定員地域枠における配分方針に関する要望書提出（3 月）
- 地域枠設置 4 大学へ意向調査を実施（～5 月）
- 国からの令和 8 年度臨時定員地域枠の設置希望数調査 ⇒ 大学からの意向をもとに希望数（12 名）を国に回答  
→ 国から方針どおり減員を行うよう事務連絡（R7. 6. 24）

定員調整

定員調整の考え方

○令和 7 年度入学定員調整の考え方※を基本とし、定員調整を行う。

※令和 7 年度入学定員調整の考え方

- 各大学の減員数については、臨時定員数の減少による影響を踏まえ、前年度比▲1 までとし、現在の臨時定員地域枠設置 4 校のうち 3 校から▲1 とする。
- 各大学の地域枠学生の確保・養成に関する実績及び地域医療への貢献状況、国の考え方を踏まえ地域枠設置大学と調整する。  
下記（1）～（3）の項目について各大学の状況を確認し総合的に判断する。

| 項目             | 考慮の内容                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| （1）地域枠の確保・養成状況 | 臨時定員地域枠の総定員数に対する養成数の割合<br>(H27～R6 定員数合計－欠員数合計－在学中の地域枠制度離脱者数合計) / H27～R6 の定員数合計×100     |
| （2）地域医療への貢献状況  | 地域枠医師数に対する地域枠の義務を履行した医師数の割合<br>R3～R6 卒後 1～4 年目の義務履行医師数合計 / R3～R6 卒後 1～4 年目地域枠医師数合計×100 |
| （3）臨時定員数       | 国の定員配分・調整方針（R7 臨時定員地域枠数－R6 臨時定員地域枠数×0.2）                                               |

検討結果

★は、各項目の最上位

| 大学名      | （1） | （2） | （3） |
|----------|-----|-----|-----|
| 大阪医科薬科大学 | ★   | ★   | ★   |
| 大阪公立大学   |     |     |     |
| 関西医科大学   |     |     |     |
| 近畿大学     |     |     |     |



大阪公立大学、関西医科大学及び近畿大学の 3 校について、  
令和 7 年度定員数から 1 名ずつ減員

| 大学名      | R7 年度定員数 | R8 年度定員数 |
|----------|----------|----------|
| 大阪医科薬科大学 | 2 名      | 2 名      |
| 大阪公立大学   | 4 名      | 3 名      |
| 関西医科大学   | 4 名      | 3 名      |
| 近畿大学     | 2 名      | 1 名      |

減員調整対象大学 3 校とも  
府調整案について了承(R7.7月下旬)